

公表用

令和 6 年度および令和 7 年度
地先の安全度マップ更新等業務
標準単価

令和 7 年 1 月

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

「地先の安全度マップ更新等業務 標準単価」は県庁県民情報室、各土木事務所、木之本支所にて公開しています。

令和6年度および令和7年度 地先の安全度マップ更新等業務 標準単価表

No.	業務内容	単位	標準単価
(1)	計画準備	円/式	269,800
(2)	氾濫解析		
1)	地先の安全度マップ	円/圏域	3,664,200
(3)	解析結果の分析		
1)	地先の安全度マップ	円/圏域	1,800,100
(4)	公表用図面等の作成		
1)	中小河川の洪水浸水想定区域図	円/式	1,479,600
2)	地先の安全度マップ	円/式	2,323,100
(5)	報告書作成	円/式	538,200
(6)	印刷製本費	直接人件費の %	1.8

特記仕様書(案)

第1編 共通編

第1章 総則

第1113条(資料の貸与及び返却)

貸与する資料等は、別紙 貸与資料一覧表のとおりとする。

第1117条(成果の提出)

成果は下記のとおりとし、全てA4版とする。提出は、監督職員あてに行うものとする。

- ①報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- ②報告書概要版(マイクロソフト社パワーポイント形式とし、報告書に綴じ込み)・・・・ 2部
- ③報告書原稿(概要版を含む)・・・・・・・・・ 一式
- ④関連情報の資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式
- ⑤協議記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式
- ⑥成果品電子納品(DVD-ROM, CD-ROM)・・・・・・ 一式
- ⑦その他、監督職員が必要と認めた資料・・・・・・ 一式

なお、電子納品にあたっては、「土木設計業務等電子納品要領(案)」にしたがって作成し納品するものとする。電子納品の対象は、業務の過程で作成した資料のすべてとする。また、これにより難しい場合は、同等以上の代替案を提示した場合に限り、監督職員と協議のうえ変更することができる。

◆個人情報の保護

本業務を行うために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第2編 仕様事項(業務内容)

業務内容は、以下のとおりとする。

1. 業務目的

「水防法」の改正(令和3年7月15日施行)により、水害リスク情報空白域の早急な解消を目的とし、洪水予報河川や水位周知河川に加え、住宅等の防護対象のある河川(以下「中小河川」という。)について、洪水浸水想定区域の指定対象となったため、想定最大規模降雨の場合の地先の安全度マップを作成し、中小河川の洪水浸水想定区域図として令和7年度末に作成、公表する予定である。

また、地先の安全度マップ(想定浸水深)は「滋賀県流域治水の推進に関する条例」(平成26年3月31日施行)の第8条に基づき、おおむね5年ごとに更新することになっており、令和7年度末に更新する予定である。

さらに、中小河川の洪水浸水想定区域図や作成済の洪水浸水想定区域図(洪水予報河川・水位周知河川)と上記の地先の安全度マップ等を用いて、市町がハザードマップを令和8年度以降に更新する予定である。

上記に対し、過年度業務で入力データ(河川、水路、道路盛土、ボックスカルバート、圃場整備および下水道雨水幹線等)および計算モデル図を作成・更新し、想定最大規模の氾濫解析を行

本業務では、中小河川の洪水浸水想定区域図の作成と地先の安全度マップの更新に向けて、過年度業務成果を用いた氾濫解析、解析結果の分析、公表用図面等の作成等を行う。

※隣接する圏域での氾濫を考慮するために必要に応じて圏域に重複部を設定

業務の目的・趣旨、過年度業務および現地調査や既往文献等により検討対象区域の氾濫履歴・氾濫特性等を十分に把握したうえで、具体的な調査・検討内容、工程を整理する。

過年度に開発・更新した統合型水理モデルの計算プログラムのソースコード（令和5年度 第6-1号 湖北圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託（長浜土木事務所））を用い、過年度成果等により解析が正しく行えることを確認したうえで、下記の条件で汜濫解析を行う。

- 2 -

- ・ 確率規模：10 年、30 年、50 年、100 年、200 年（中央集中型降雨波形）
- ・ 破堤条件：無破堤、HWL 破堤、越水破堤

(3) 解析結果の分析

1) 地先の安全度マップ

過年度成果および上記 (2) の解析結果を用いて、以下の分析資料等を作成する。特に更新前後の違いとその要因を分かりやすくとりまとめる。なお、③については過年度成果の想定最大規模のデータも加えて作成することとする。また、今後の更新に使用できるよう、過程で作成した GIS データ等も合わせて整理することとする。

- ① 最大浸水深図、差分図（10, 100, 200 年確率）
- ② 最大流体力図、差分図（200 年確率）
- ③ 被害種類別年発生確率図（床上浸水・家屋水没・家屋流失）
- ④ 特に安全な住まい方が必要なエリア図、増減図（200 年確率想定浸水深 3.00m 以上）
- ⑤ 床上浸水発生エリア図、増減図（10 年確率想定浸水深 50 cm 以上）
- ⑥ 変化要因分析資料
- ⑦ 分析結果をより簡便に説明した圏域内市町向けの更新内容照会資料、QA 等

(4) 公表用図面等の作成

1) 中小河川の洪水浸水想定区域図

過年度成果の 7 圏域の 25m メッシュの解析結果等を用いて、県全域を 1 つに統合（最大浸水深については最大包括を整理）し、公表用図面等のデータを作成する。なお、今後の更新に使用できるよう、過程で作成した GIS データ等も合わせて整理することとする。

- ① 中小河川の洪水浸水想定区域図（最大浸水深、想定最大規模）
- ② 浸水深詳細（想定最大規模）

2) 地先の安全度マップ

上記 (3) の 7 圏域の 25m メッシュの解析結果等を用いて、県全域を 1 つに統合（最大浸水深については最大包括を整理）し、公表用図面等データを作成する。なお、今後の更新に使用できるよう、過程で作成した GIS データ等も合わせて整理することとする。

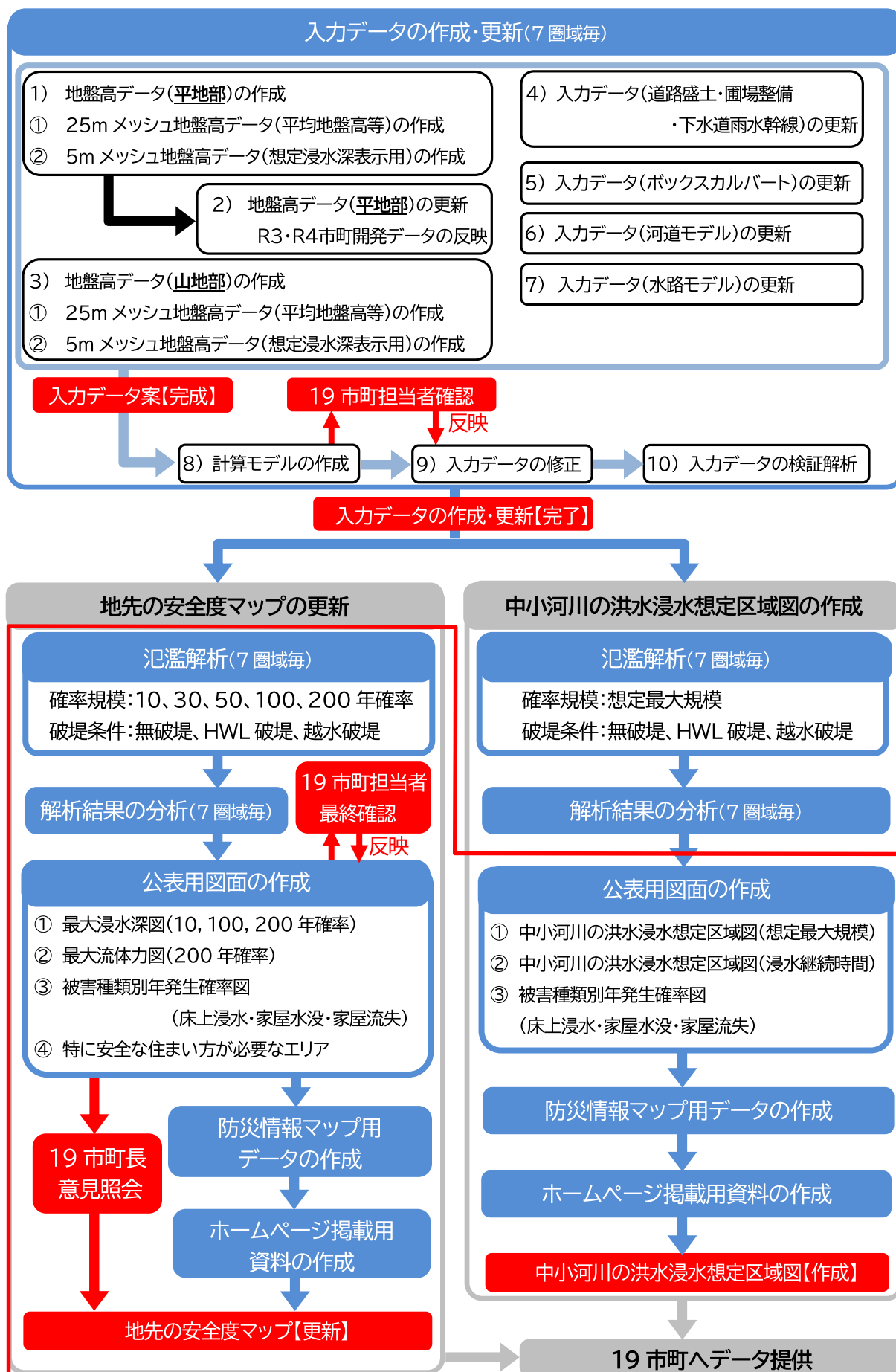
- ① 最大浸水深図（10, 100, 200 年確率）
- ② 最大流体力図（200 年確率）
- ③ 被害種類別年発生確率図（床上浸水・家屋水没・家屋流失）
- ④ 特に安全な住まい方が必要なエリア（浸水）図
- ⑤ 浸水深詳細（10, 100, 200 年確率）

(5) 報告書作成

上記業務全体の内容に加え、本業務によって明らかとなった課題およびその対応策案を「課題の抽出および対応策案の検討」として分かりやすくとりまとめ、概要版も含めて報告書を作成する。

(6) 印刷製本

チューブファイルにて 2 部を納品 することとする。



＜中小河川の洪水浸水想定区域図・地先の安全度マップ 作成・更新フロー図＞

3. 参考文献

統合型水理モデルに関する技術情報は以下を参考にすること。

- 1) 瀧健太郎, 松田哲裕, 鶴飼絵美, 藤井悟, 景山健彦, 江頭進治, 2009, 「中小河川群の氾濫域における超過洪水を考慮した減災対策の評価方法に関する研究」『河川技術論文集』15: 49-54.
- 2) 瀧健太郎, 松田哲裕, 鶴飼絵美, 小笠原豊, 西嶋照毅, 中谷恵剛, 2010, 「中小河川群の氾濫域における減災型治水システムの設計」『河川技術論文集』16: 477-483.

4. 貸与資料

＜貸与資料等一覧表＞

	資料等の名称	単位	数量	貸与場所・返却場所
	令和元年度 第1号 地先の安全度マップ更新委託研究 ※「地先の安全度マップ」統合型水理モデル計算プログラムソースコード開発	式	1	流域政策局 流域治水政策室
	令和3年度 第26-2号 湖北圏域水害に強い地域づくり検証業務 ※「地先の安全度マップ」『マニュアル』反映検証、湖北圏域 25m メッシュ入力データ	式	1	流域政策局 流域治水政策室
	令和4年度 第RC7-2号 湖北圏域水害に強い地域づくり計画検討業務 ※「中小河川の洪水浸水想定区域図」作成手法、湖北圏域 25m メッシュ入力データ	式	1	流域政策局 流域治水政策室
	令和4年度 第RC1-2号 琵琶湖湖南流域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会検討業務	式	1	大津土木事務所 河川砂防課
①	令和4年度 第2-2号 甲賀・湖南圏域水害に強い地域づくり協議会検討業務	式	1	南部土木事務所 河川砂防課
	令和4年度 第RC3-1号 甲賀圏域水害・土砂災害に強い地域づくり計画検討業務	式	1	甲賀土木事務所 河川砂防課
	令和4年度 第24-1号 東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり計画検討業務	式	1	東近江土木事務所 河川砂防課
	令和4年度 第25-1号 湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会検討業務	式	1	湖東土木事務所 河川砂防課
	令和4年度 第28-1号 高島地域水害・土砂災害に強い地位づくり計画検討業務	式	1	高島土木事務所 河川砂防課
②	令和4年度 第26-1号 湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり計画検討業務	式	1	長浜土木事務所 河川砂防課
	令和4年度 第RC7-1号 湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり計画検討業務	式	1	長浜土木事務所木之本支所 河川砂防課
	令和3年度・令和4年度航空測量成果報告書（1mグリッドデータを含む） ※地盤高データ（平地部）、（山地部）の作成に使用	式	1	流域政策局 流域治水政策室
	「洪水浸水想定区域図」（洪水予報河川・水位周知河川）想定最大規模降雨データ	式	1	流域政策局 流域治水政策室
	「地先の安全度マップ」統合型水理モデル用基礎データ （一次元不定流計算用の河道諸元、等流計算用の水路諸元、排水エリア諸元等を含む）	式	1	流域政策局 流域治水政策室
	NTT GEOSPACE データ ※建物データ等を使用し、粗度係数と空隙率・透過率を設定	式	1	流域政策局 流域治水政策室
	都市計画図（各市町）データ ※公表用図面等の背面図に使用	式	1	流域政策局 流域治水政策室
	道路、圃場および下水道雨水幹線の整備状況に関する資料	式	1	流域政策局 流域治水政策室
	想定最大規模降雨の設定根拠となる洪水浸水想定区域図に関する検討資料	式	1	流域政策局 流域治水政策室
	令和4年度 第1-1号 志賀・大津圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	大津土木事務所 河川砂防課
	令和5年度 第2-2号 甲賀・湖南圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	南部土木事務所 河川砂防課
	令和4年度 第3-1号 信楽・大津圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	甲賀土木事務所 河川砂防課
	令和5年度 第4-3号 東近江圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	東近江土木事務所 河川砂防課
	令和5年度 第5-1号 湖東圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	湖東土木事務所 河川砂防課
	令和5年度 第6-1号 湖北圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	長浜土木事務所 河川砂防課
	令和5年度 第7-1号 湖北圏域（長浜市域）洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	長浜土木事務所木之本支所 河川砂防課
	令和5年度 第8-1号 湖西圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	高島土木事務所 河川砂防課
	令和6年度 第RC-1号 志賀・大津圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	大津土木事務所 河川砂防課
	令和6年度 第RC2-1号 甲賀・湖南圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	南部土木事務所 河川砂防課
	令和6年度 第3-1号 信楽・大津圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	甲賀土木事務所 河川砂防課
	令和6年度 第4-3号 東近江圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	東近江土木事務所 河川砂防課
	令和6年度 第RC5-1号 湖東圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	湖東土木事務所 河川砂防課
	令和6年度 第RC7-1号 湖北圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	長浜土木事務所木之本支所 河川砂防課
	令和6年度 第8-1号 湖西圏域洪水浸水想定区域図作成業務委託	式	1	高島土木事務所 河川砂防課

- ① 各圏域 25m メッシュ入力データ
- ② ボックスカルバート現地計測結果

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙(受託者)は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙(受託者)は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第3 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙(受託者)自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第4 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用および提供の禁止)

第5 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲(発注者)の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡され、または乙(受託者)自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲(発注者)の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第8 乙(受託者)は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第9 甲(発注者)は、乙(受託者)がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙(受託者)は、甲(発注者)の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第10 甲(発注者)は、乙(受託者)がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙(受託者)に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生 の報告)

第11 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲(発注者)に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

※契約書中に契約解除および損害賠償に関する定めがない場合

第12 甲(発注者)は、乙(受託者)が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

(再委託の禁止)

第13 乙(受託者)は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者(第三者である再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲(発注者)の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙(受託者)は、甲(発注者)の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲(発注者)が乙(受託者)に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。